

非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）

逐条解説

甲A93の1 3頁赤線部分

東京ルールズは、世界人権宣言および市民的及び政治的権利に関する国際規約などの国際的に承認された人権文書との文脈において解釈されるべきである。

甲A93の1 8頁赤線部分

規則2.1は、東京ルールズの基本的目的の一つである非拘禁措置の促進が、手続のすべての段階、すなわち公判前段階、量刑段階、および一定期間の服役後の段階に、等しく適用されることを明確にしている。公判前拘禁に代わる非拘禁措置の整備および活用は特に奨励されるべきである。

甲A93の1 16頁赤線部分

公判前拘禁は、有罪判決を受けていない者の身体的自由を剥奪するものである。